

抗議申入書

令和元年10月24日

愛知県弁護士会

会長 鈴木 典行 殿

名古屋市長 河村たかし

貴会より送付された「『表現の不自由展・その後』の中止に対する声明」(以下「会長声明」という。)に対し、次のとおり抗議を申し入れます。

会長声明では、本年8月2日での「河村市長の発言と行動」について、「市長が企画展の展示物である表現の内容に対して異議を唱え出品者の表現行為を止めようとするものであり、憲法21条2項との関係において適切さを欠くものである。」と批判されていますが、私のとった行動は、憲法21条2項の「検閲」とは全く関係がなく、同条1項の「表現の自由」の問題として論ずることも著しく不適切であると考えております。理由は次のとおりです。

まず、大前提、「あいちトリエンナーレ2019」は「国際芸術祭」でありますところ、貴会は、私が展示中止を求めた作品について「昭和天皇の写真を含む肖像群が燃える映像作品」などと不正確な表現をされていますが、当該作品は、「昭和天皇の写真をバーナーで意図的に燃やし、その灰を靴で踏みつける経過を描写した映像作品」です。このような「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」(日本国憲法1条)である天皇を冒瀆し、日本国憲法への最大級の侮辱的要素を含む作品が、「芸術」作品と云うるか否かについては重大な疑問があることを措くとしても、健全な社会通念に照らし、大多数の名古屋市民の市民感情に受け入れられるも

のとは到底思われず、多くの日本人の心を傷つけることは自明ですので、そのような作品の展示自体が、国際芸術祭を楽しみに愛知県美術館を訪れた人々にとっては、「ハラスメント」、すなわち、「何らかの発言・行動等によって本人の意図とは関係なく、相手の尊厳を傷つけるなどして強い不快感を惹起せしめるもの」に当たるものと思料されます。

そもそも、私がつとった行動は、名古屋市民の多くにとって、激しい嫌悪感・不快感を催し、国民感情に著しく反すると思われる作品群に対し「便宜を供与」（公共施設の使用許可等）し、公金（愛知県民税・名古屋市民税・国税）を使うことが著しく不適切であると考えられるがゆえに、あいちトリエンナーレ実行委員会会長にして愛知県知事の大村秀章氏に対し、その「（展示の）中止を含めた適切な対応」を求めたもので、「中止そのもの」を求めた訳ではありませんし、個々の作品の「表現の規制」を目的とした行為ではありません。また、「表現の自由」に対する「規制」と、「援助」（援助の撤回を含む）とは明確に区別されるべきであり、後者は、憲法29条1項で保護されている「表現の自由」の問題とは直接関係がないというのが通説的な憲法学説であるものと承知しております。もとより「検閲」（国家による「表現」の全面的な事前規制）との関係を取り沙汰される会長声明は、最高裁大法廷判決で確立された「検閲」概念を誤用するもので、愛知県弁護士会の憲法に対する見識が疑問視されるレベルのものではないでしょうか。

以上の次第で、今般の会長声明は、正当な憲法解釈を踏まえた意見表明とは到底思われず、本国際芸術祭の運営費を負担する愛知県民・名古屋市民らの心情に著しく反し、作品展示の「ハラスメント」該当性を看過したものであって、弁護士会の活動・見解として不適切と考えますので、本書をもって、抗議を申し入れます。

以 上